

障がい福祉施設等を設置する法人の長様  
障がい福祉施設等の長様

新潟市福祉部障がい福祉課長

## 令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助金に関する要望調査について（通知）

日頃より、本市障がい福祉施策の推進につき、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、標記補助金について、令和7年度における施設整備計画に関する要望調査を実施いたします。別紙「令和7年度の整備基本方針について」をご確認のうえ、基本方針に沿った施設整備を実施する予定で、標記補助金に関する要望がある場合は、下記のとおり資料の提出をお願いいたします。

なお、本調査は国庫補助協議対象を検討するため、施設整備計画を把握する目的で実施するものであり、計画の提出により補助金等の交付を決定するものではありませんのでご留意願います。

また、法人等で今後（2～5年）の施設整備計画がございましたら、併せて提出願います。

### 記

#### 1 提出資料

##### (1) 令和7年度 障がい福祉施設整備計画（個表）【様式1】

補助対象、内容等については別添の整備基本方針、社会福祉施設整備の補助一覧表、要綱等をご確認願います。

（添付資料）

- ①案内図（住宅地図等）
- ②計画平面図
- ③写真（全体及び施工箇所がわかるもの）
- ④概算の見積書（写）
- ⑤その他（事業内容等がわかるもの）

##### (2) 障がい福祉施設整備計画【様式2】

今後2～5年の計画がある場合は、提出願います。

#### 2 提出方法

上記1の該当する資料一式を郵送にて、障がい福祉課管理係まで提出してください。

#### 3 提出期限 令和6年9月6日（金）必着

## 4 提出にあたっての留意事項

### 【整備計画について】

- (1) 要望する際は、法人内で整備の必要性等について十分協議の上、一法人で複数の事業を要望する場合は、法人内で優先順位をつけること。
- (2) 整備計画が整備予定のサービスに係る具体的な需要の把握（利用見込者数の把握等）に基づいたものであり、別紙「令和7年度の整備基本方針」との整合性が図られていること。
- (3) 施設の基本設計にあたっては、建築物関係法令（新潟県福祉のまちづくり条例を含む。）及び事業者指定基準を満たした計画となるよう留意すること。
- (4) 都市計画法の改正に伴い、令和4年4月以降、災害レッドゾーン（災害危険区域（出水等）、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等）における新規整備は不可となったため、計画地について関係所管庁に十分確認、相談すること。また、市街化調整区域は原則として対象外。

### 【補助金について】

- (1) 今回の要望は、現在の制度内容をもとに要望照会を行っております。今後、国の事業見直し・予算状況等により条件は変更となる場合があります。
- (2) 補助額については各要綱に準じます。ただし、国や市の予算状況や国との協議の結果、**不採択となる場合**や採択となっても**基準額（基準単価）を下回る場合**がありますので、ご了承願います。
- (3) 補助を受けて整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、処分制限等がかかります。処分の対象については、別添参考要綱を確認してください。
- (4) 提出された整備計画に基づき、必要に応じて、後日ヒアリングを実施いたします。

## 5 参考の要綱等

要綱等を市ホームページに掲載していますので、要望を提出する場合は、必ずご確認くださいませようお願いします。

（市ホームページ「社会福祉施設等施設整備費補助事業」）

URL:<https://www.city.niigata.lg.jp/iryu/shofuku/yoshikisyu/jigyousyamuke/sisetuseibihoj.html>

## 6 提出先・問い合わせ先

新潟市 福祉部 障がい福祉課 管理係 鰯渕  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
直通電話：025-226-1237  
F A X：025-223-1500  
メー ル：shogai.wl@city.niigata.lg.jp